

水と緑の森づくりに関する県民意識調査について

課税期間が令和3年度までとなっている「水と緑の森づくり税※」を活用した「水と緑の森づくり」について、今後どのように進め、充実させていくのかを検討するため、次のとおり県民意識調査を実施いたしました。

※水と緑の森づくり税

- ・H19 導入（当初はH23 までの5年間、以後、5年毎に県税条例を改正し延長、現行はR3 年度まで）
- ・税額〔年額〕：《個人》500 円 《法人》資本金等に応じ1,000 円～10 万円
- ・令和2年度税収見込額：約3億9千万円
- ・里山林整備や森林ボランティアの活動支援などに活用
- ・これまで課税期間満了の前年度（H22、H27）に県民意識調査を実施

1 調査方法

(1) 対象者

- ① 県民：住民基本台帳より無作為抽出した満20歳以上の男女2,500人
- ② 企業：商工会議所役員、経済同友会会員、その他企業データから無作為抽出した企業1,000社

(2) 調査方式 民間調査会社に委託し、郵送返送方式で調査

2 調査内容

調査項目	内 容
(1) 森林の機能	①重要と考える森林の機能
(2) 森林の現状	②森林の荒廃状況
(3) 県民参加の森づくり	③各森づくり事業の継続の賛否 ④森づくりへの参加経験、今後の参加意識
(4) 税の新たな用途	⑤新たな課題への対応について
(5) 森づくり税	⑥森づくり税の延長の賛否 ⑦個人分負担額 ⑧法人分負担額
(6) 自由意見	自由意見記述

3 実施時期等

- (1) 調査時期：12/5（土）～12/14（月）
- (2) 中間とりまとめ：12月下旬
- (3) 最終とりまとめ：1月下旬

令和2年12月

「水と緑の森づくりに関する県民意識調査」について（お願い）

富 山 県

日頃より、県政についてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、富山県では、平成18年6月に「富山県森づくり条例」を制定し、これに基づき平成19年4月から「水と緑の森づくり税」を導入し、里山林や混交林の整備など多様な森づくりや、森林ボランティア活動への支援など、とやまの森を支える人づくりなどを進めて参りました。

これからのとやまの森づくりについては、令和3年度末までとなっている「水と緑の森づくり税」のあり方も含め、幅広い県民のご意見を伺いながら検討するため、県内に居住されている方及び県内の企業経営者の方を対象とした意識調査を実施することといたしました。

ご面倒とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、この調査は、20歳以上の県民の皆様の中から無作為に選ばせていただいた2,500人の方と、県内の企業経営者の皆様の中から選ばせていただいた1,000人の方に、ご協力をお願いするものです。お答えいただきました内容は、調査の目的以外に使用することはありませんので、あなたご自身のご意見をご記入ください。

なお、本調査は、県から（株）ジェック経営コンサルタントに業務を委託して実施しております。

調査票のご記入にあたって

- 1 この調査は無記名方式です。調査票にも返信用封筒にも、お名前を記入していただく必要はありません。
- 2 回答はあて名の方ご自身をご記入ください。
- 3 回答方法は、当てはまると思うものの番号に○をつける方式です。
- 4 回答いただく前に、まず、同封の「水と緑の森づくり」リーフレットをご覧ください。
- 5 ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、12月14日（月）までにポストにお入れください。切手を貼る必要はありません。

【お問い合わせ先】 富山県農林水産部森林政策課森づくり推進班
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 電話 076-444-3385

【調査業務委託先】 （株）ジェック経営コンサルタント（担当 黒川、上田）
〒930-0805 富山市湊入船町3番30号 電話 076-444-0035

「水と緑の森づくり」の概要

経緯

県では、有識者による検討委員会の検討結果や県民意識調査などの幅広い意見を踏まえて、「富山県森づくり条例」を制定し、この条例に基づき、「富山県森づくりプラン」（計画期間：10年間）を策定するとともに、県民全体で支える森づくりの財源として「水と緑の森づくり税」を導入しました。

H16年度	大規模な森林被害の発生、ツキノワグマの異常出没
H17年5～10月	「とやま水と緑の森づくり検討委員会」による検討(5回) 森づくりのあり方とそれを県民全体で支える仕組みづくり
H18年6月	「富山県森づくり条例」の制定
H18年10月	「富山県森づくりプラン」の策定
H19年4月～	「水と緑の森づくり税」の導入と、これを活用した里山林の整備等の開始
H23年9月	「富山県森づくり条例」の改正（「水と緑の森づくり税」の課税期間の延長）
H23年11月	「富山県森づくりプラン」後期計画の策定
H24年4月～	「富山県森づくりプラン」後期計画に基づく取り組みの開始（優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の普及などの新たな取組みを追加）
H28年6月	「富山県森づくり条例」の改正（「水と緑の森づくり税」の課税期間の延長）
H28年9月	新しい「富山県森づくりプラン」の策定
H29年4月～	新しい「富山県森づくりプラン」に基づく取り組みの開始（海岸林での重点的な松くい虫被害対策などの新たな取組みを追加）

水と緑の森づくり税

税額
個人：年額500円
法人等：資本金等の額に応じて年額1,000円～100,000円（均等割額の5～12.5%）
課税期間
平成19年度～令和3年度（5年ごとに見直し）

水と緑の森づくり事業の実績

「水と緑の森づくり税」を活用した、里山林や混交林の整備、森林ボランティア活動の支援などの「水と緑の森づくり事業」の取り組みは、目標に向け順調に進んでおり、富山県森林審議会からも高い評価をいただいています。（詳細は、同封の「水と緑の森づくり」リーフレットをご覧ください。）

	令和元年度末の実績	目標
里山林の整備	731ha	2,000ha (H29～R8)
混交林の整備	179ha	500ha (H29～R8)
森づくりの年間参加延べ人数	年間 12,333人	13,000人 (R8)

これからの森づくりについて

森づくりプランの目標達成に向けて、里山林や混交林は、今後も引き続き整備が必要です。さらに、クマの人里や市街地への大量出没や森づくりに携わる人手不足など、新たな課題にも取り組んでいくことが求められています。

【「水と緑の森づくり税」を活用した県民参加の森づくりについて】

問3 県では、「水と緑の森づくり税」を活用した下記の事業を推進してきました。

あなたは、この取り組みについてどう思いますか。それぞれの事業について、右の欄の1～4の中から1つ選んでください。（事業の概要は、別添のリーフレットをご覧ください。）

	取り組みを継続して これからも継続して 取り組むべきである	内容を充実して 取り組むべきである	一定の効果があつたので やめたほうがよい	その他
1 里山再生整備事業 生活に利用されなくなり、うっそうとした「里山林」を県民協働で再生整備し、見通しが良く、野生動物との棲み分けを目指した明るい「里山林」へ誘導	1	2	3	4
2 みどりの森再生事業 放置され過密となったスギ人工林や、竹が侵入した人工林を整理し、広葉樹苗を植栽するなどして、スギと広葉樹による「混交林」へ誘導	1	2	3	4
3 実のなる木の育成事業 カシノナガキクイムシの被害により森林が失われた所に、災害の防止や、クマなどの野生動物の餌場の確保を図るため、ドングリ等のなる木を植栽し育成	1	2	3	4
4 優良無花粉スギ「立山 森の輝き」普及推進事業 花粉症対策の一環として、本県で開発した花粉を全く出さない、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の苗木の生産と、スギ人工林の伐採跡地での植栽を支援	1	2	3	4
5 とやまの森づくりサポートセンター活動推進事業 「とやまの森づくりサポートセンター」による森林ボランティア活動への支援(作業機器の貸し出しや技術指導など)	1	2	3	4
6 とやまの森づくり普及啓発推進事業 児童・生徒や一般県民を対象とした「森の寺子屋」(出前講座や森林教室)を開催し、森林環境教育を推進	1	2	3	4
7 県産材利用促進事業 とやまの森づくりにつながる県産材利用への理解を深めるため、県産材を利用した、公共施設の内装木質化や、木製品の導入、保育所への遊具・積木の導入を支援	1	2	3	4
8 県民による森づくり提案事業 県民が自ら企画、実践する森づくり活動への支援や、森づくりに対するアイデアを募集し、県が行う森づくり事業へ反映	1	2	3	4
9 とやまの森づくり総合情報システム事業 「とやまの森づくりホームページ」を活用し、とやまの森の現状や森づくり事業の情報を提供	1	2	3	4

※ 「4 その他」に○をつけた場合は、6 ページにご意見等をご記入ください。

※ 「とやまの森づくりホームページ」にも、事業概要等を紹介しておりますのでご覧ください。

とやまの森づくりホームページ <http://www.pref.toyama.jp/sections/1603/moridukuri/index.html>

【森づくり税の期間、負担の程度について】

問6 「水と緑の森づくり税」は令和3年度までとして、多様な森づくりを進めてきましたが、依然として荒廃した人工林や里山林がまだ多くあり、クマやイノシシなどによる人的、物的被害も発生しています。

あなたは、「水と緑の森づくり税」の期限を延長して県民全体で支える森づくりに活用することについてどう思いますか。次の中から1つ選んでください。

1. この取組みを中断すると、森の荒廃が進むので、森づくり税の延長に賛成である
2. 負担の程度によっては賛成である
3. 使いみちによっては賛成である
4. 森づくり税の延長に反対である
5. その他（ ）

○全国の森づくり税を導入している県の状況

全国では、本県と同様に、独自に森林整備等の財源を確保している県が37県あります。このうち、R1までに課税期間が満了した全ての府県において、期間を延長しています。

H15 導入	高知県
H16 導入	岡山県
H17 導入	鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、熊本県、鹿児島県
H18 導入	岩手県、福島県、静岡県、滋賀県、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県
H19 導入	山形県、神奈川県、 富山県 、石川県、和歌山県、広島県、長崎県
H20 導入	秋田県、茨城県、栃木県、長野県、福岡県、佐賀県
H21 導入	愛知県
H23 導入	宮城県
H24 導入	山梨県、岐阜県
H26 導入	群馬県、三重県
H28 導入	京都府、大阪府

富山県では、平成19年4月から水と緑の森づくり税を導入し、課税期間である5年ごとに、期限延長の是非を県民の皆さんにお聞きする等、検討を重ね、令和3年度まで延長しています。

問7 「水と緑の森づくり税」は個人の年間負担額を500円*としていますが、期限を延長した場合、負担額を年間どのくらいにすればよいと思いますか。次の中から1つ選んでください。

1. 今までと同じ年間500円
2. 森づくり事業を充実するため、年間700～800円程度（現在の1.5倍）を増やす
3. 森づくり事業を充実するため、年間1,000円程度（現在の2倍）を増やす
4. 現在の年間500円よりも低くして、森づくり事業を縮小する

問8 また、法人等の年間負担額は、資本金等の額に応じて 1,000円～100,000円*と
 していますが、期限を延長した場合、負担額を年間どのくらいにすればよいと思いま
 すか。次の中から1つ選んでください。

1. 今までと同じ年間 1,000円～100,000円
2. 資本金等の額の小さい企業は現行どおりとし、資本金等の額の大きな企業は一定程
 度負担額を増やす
3. 森づくり事業を充実するため、現在の 1.5 倍程度にする(年間 1,500円～150,000
 円)
4. 森づくり事業を充実するため、現在の 2 倍程度にする(年間 2,000円～200,000
 円)
5. 現在よりも金額を減らして、森づくり事業を縮小する

※ 「水と緑の森づくり税」は、県内に住所等を有する個人、法人等のうち、県民税均等割の納税
 義務者の方に、個人は年間 500円、法人等は年間 1,000円～100,000円(下表参照)を上乗せ
 して納めていただいております。

(生活保護法の規定による生活扶助を受けている方、障害者や未成年者、寡婦(夫)で前年の
 所得が 125 万円以下の方は非課税となっています。)

税収の総額は、年間約 3 億 9 千万円で、他の財源と区別するために「水と緑の森づくり基金」
 に積立て、条例の趣旨に沿った事業にのみ活用しています。

《法人等の森づくり税額(県民税均等割額に一定の率を乗じ課税)》

資本金等の額	県民税 均等割額	森づくり税	
		税額	税率
100 億円超	年額 800,000 円	年額 100,000 円	12.5%
50 億円超～100 億円以下		年額 80,000 円	10.0%
10 億円超～50 億円以下	年額 540,000 円	年額 40,500 円	7.5%
1 億円超～10 億円以下	年額 130,000 円	年額 6,500 円	5.0%
1 千万円超～1 億円以下	年額 50,000 円	年額 2,500 円	
1 千万円以下等の法人等	年額 20,000 円	年額 1,000 円	

その他水と緑の森づくりについてご意見がありましたら自由にお書きください。

A large, empty rounded rectangular box with a thin black border, intended for writing comments or opinions. The box is vertically oriented and occupies most of the page's width and height.

最後に、アンケートを統計的に分析するため、あなたご自身についてお聞かせください。

F 1 あなたの性別は。(記入は任意です。)

1. 男性 2. 女性 3. 回答しない

F 2 あなたの年齢は満でおいくつですか。

1. 20～29歳 2. 30～39歳 3. 40～49歳
4. 50～59歳 5. 60～69歳 6. 70歳以上

F 3 あなたの職業は。

1. 農林漁業 2. 自営業 3. 給与所得者
4. 主婦 5. 学生 6. 無職

F 4 あなたの居住地は。

- | | | |
|----------------|---------------|---------------|
| 1. 富山市(旧富山市) | 2. 富山市(旧大沢野町) | 3. 富山市(旧大山町) |
| 4. 富山市(旧八尾町) | 5. 富山市(旧婦中町) | 6. 富山市(旧山田村) |
| 7. 富山市(旧細入村) | 8. 高岡市(旧高岡市) | 9. 高岡市(旧福岡町) |
| 10. 射水市(旧新湊市) | 11. 射水市(旧小杉町) | 12. 射水市(旧大門町) |
| 13. 射水市(旧下村) | 14. 射水市(旧大島町) | 15. 魚津市 |
| 16. 氷見市 | 17. 滑川市 | 18. 黒部市(旧黒部市) |
| 19. 黒部市(旧宇奈月町) | 20. 砺波市(旧砺波市) | 21. 砺波市(旧庄川町) |
| 22. 小矢部市 | 23. 南砺市(旧城端町) | 24. 南砺市(旧平村) |
| 25. 南砺市(旧上平村) | 26. 南砺市(旧利賀村) | 27. 南砺市(旧井波町) |
| 28. 南砺市(旧井口村) | 29. 南砺市(旧福野町) | 30. 南砺市(旧福光町) |
| 31. 舟橋村 | 32. 上市町 | 33. 立山町 |
| 34. 入善町 | 35. 朝日町 | |

F 5 あなたの居住環境は。

1. 市街地、郊外 2. 農山村地域

F 6 あなたの家では森林を持っていますか。

1. 持っている 2. 持っていない

※ ご協力ありがとうございました。

この調査用紙は、お手数ですが、折りたたんで同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに、令和2年12月14日(月)までに最寄りのポストにお入れください。

企業向け

最後に、アンケートを統計的に分析するため、次表で御社が該当する区分に○をつけてください。

該当欄 に○	資本金等の額	県民税 均等割額	森づくり税	
			税額	税率
	100 億円超	年額 800,000 円	年額 100,000 円	12.5%
	50 億円超～100 億円以下		年額 80,000 円	10%
	10 億円超～50 億円以下	年額 540,000 円	年額 40,500 円	7.5%
	1 億円超～10 億円以下	年額 130,000 円	年額 6,500 円	5%
	1 千万円超～1 億円以下	年額 50,000 円	年額 2,500 円	
	1 千万円以下等の法人等	年額 20,000 円	年額 1,000 円	

※ ご協力ありがとうございました。

この調査用紙は、お手数ですが、折りたたんで同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに、令和2年12月14日(月)までに最寄りのポストにお入れください。